

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第1回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成26年8月6日(水) 午後3時00分から 午後4時10分まで
開 催 場 所	吉川市役所 第2庁舎 2階 204会議室
出席委員(者)氏名	30名(内、代理出席者7名) 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	2名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民安全課長 岡田啓司、防災係長 中村喜光、 主任 椿洋一、主任 田村浩之
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 平成26年度吉川市地域防災計画の改訂方針(案)に ついて 4 報 告 (1) 吉川市の防災対策事業について 5 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開にした 場合)	
傍 聴 者 の 数	0名
会 議 資 料 の 名 称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	高尾良委員、岡田忠篤委員
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局	<p>※ 配付資料確認 「配付資料一覧表」により、配付資料を確認。</p>
戸張会長	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ あいさつ。</p>
事務局	<p>※ 会議の公開及び傍聴者の説明 吉川市防災会議運営要領に基づき、会議を公開する旨を説明。また、会議の傍聴者が0名であることを報告。</p>
事務局	<p>※ 会議成立の報告 出席委員数は30名で会議が成立していることを報告。</p>
戸張会長 高尾委員、岡田委員 戸張会長	<p>3 議 事</p> <p>※ 会議録の署名委員の指名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高尾委員、岡田委員を指名。 ・了承。 ・会議録の署名委員は、高尾委員、岡田委員に決定。
事務局	<p>（1）吉川市地域防災計画の改訂方針（案）について <説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料1」及び「資料2」により、吉川市地域防災計画改訂方針とスケジュールを説明。
鈴木庄次委員	<p><質疑></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所が500m圏内にない地域がある。災害時避難行動要支援者のことを考えるとせめて1km圏内に避難所を考えてほしい。
戸張会長	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全体の災害状況、分布を把握し、適切に避難所を開設する。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正に沿って地域防災計画改訂を進めてまいります。ご意見として承ります。
鈴木庄次委員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に固定電話が繋がりにくい。または使えない時の備えはどのようなになっているか（株）NTT東日本の考えを教えてください。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川市に限らず、全国的に基地局の移設やルートの多重化、電線の地中化を進めている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から市内の避難所に災害時特設公衆電話の配備に着手しており、今年度、18箇所すべての避難所について配備を完了した。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

小笠原委員

・現在想定できる被害予測で計画を立てていくということだが、想定外では済まされないことがある。想定外についても議論していく必要がある。

戸張会長

・国の被害想定などをもとに吉川市の地域性を考慮し、計画を行う。

小笠原委員

・東日本大震災直後ではスマートフォンが情報収集に役立った。（株）NTT東日本の考えを教えてください。

高橋委員

・災害時にスマートフォンを使ったSNSがどのくらい活用できるか未知数であるが、今後、避難所での情報収集・発信に備え無線LANの親機（WiFi）を整備し、情報ステーション化する計画を進めている。

事務局

4 報告

（1）吉川市の防災対策事業について

<説明>

・「資料4」により、平成25年度以降に実施した吉川市の防災対策事業の説明。

<質疑>

・特になし

5 閉会

次回の会議は、平成26年1月中旬を予定している。

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年8月19日

署名委員

高 尾 良

署名委員

岡 田 忠 篤

平成26年度 第1回 吉川市防災会議 出席者名簿

委員の氏名	出席	欠席	代理出席者役職・氏名
戸張 胤茂 (吉川市長)	○		
宮川 勇二 (関東地方整備局江戸川河川事務所長)	○		防災対策課 建設専門官 岩瀬 昭徳 <small>いわせ あきのり</small>
小野寺 慎司 (関東農政局企画調整室長)	○		企画調整室 防災企画係 係長 白石 泰則 <small>しらいし やすのり</small>
狩野 操 (春日部労働基準監督署長)	○		安全衛生課長 富樫 英樹 <small>とがし ひでき</small>
椎木 隆夫 (埼玉県東部地域振興センター所長)	○		
田邊 博義 (埼玉県草加保健所長)	○		副所長 村岡 徹 <small>むらおか とおる</small>
井上 桂一 (埼玉県越谷県土整備事務所長)		○	
川上 正美 (埼玉県警察吉川警察署長)	○		警備課長 秋元 浩 <small>あきもと ひろし</small>
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
岡田 忠篤 (吉川市政策室長)	○		
松澤 薫 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康福祉部長)	○		
野尻 宗一 (吉川市市民生活部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市建設部長)	○		
篠田 好充 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
酒井 誠 (吉川松伏消防組合消防長)	○		
鈴木 克巳 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団長)	○		
山崎 成一 (吉川市水道課長)	○		
上田 俊也 (東日本高速道路㈱関東支社谷和原管理事務所長)	○		
金子 政昭 (東京電力㈱川口支社草加センター所長)	○		渉外担当 次長 田村 暢康 <small>たむら のぶやす</small>
高橋 昇一 (㈱NTT 東日本-関信越越谷営業支店長)	○		
高瀬 久 (東武バスセントラル㈱吉川営業所長)		○	
本田 佳代子 (東日本旅客鉄道㈱吉川駅長)	○		
永石 靖博 (日本郵便㈱吉川郵便局長)	○		
前川 尚己 (東彩ガス㈱取締役)	○		供給保安部長 栗原 芳一 <small>くりはら よしかず</small>
立澤 勝美 ((社)埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)	○		
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)	○		
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会 社会福祉士)	○		
村上 昇 (吉川市自治連合会副会長)	○		
鈴木 庄次 (吉川市民生委員・児童委員協議会 吉川市東地区会長)	○		
計	30	2	32名 (会長を除く)

平成26年度 第1回吉川市防災会議

日 時 平成26年8月6日(水)

午後3時から

場 所 吉川市役所第2庁舎

2階 204会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 吉川市地域防災計画の改訂方針(案)について

4 報 告

(1) 吉川市の防災対策事業について

5 閉 会

平成26年度 第1回吉川市防災会議 配付資料一覧表

1	会議次第	当日配付
2	会議資料		
	資料1	平成26年度吉川市地域防災計画改訂方針(案) 事前配付
	資料2	平成26年度吉川市地域防災計画改訂スケジュール(案) 事前配付
	資料3	吉川市地域防災計画(平成25年1月) 事前配付
	資料4	吉川市の主要な防災対策事業(平成25年度以降) 事前配付
3	参考資料	 事前配付
	参考資料1	吉川市防災会議の概要	
	参考資料2	吉川市防災会議委員名簿	
	参考資料3	吉川市防災会議運営要領	
	参考資料4	【参考法令】災害対策基本法・吉川市防災会議条例	
4	その他		
	席次表	当日配付

平成 26 年度 吉川市地域防災計画改訂方針（案）

《改訂の基本方針》

1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

東日本大震災や近年の大規模災害の教訓などを踏まえ、災害対策基本法の改正をはじめ、防災関係の法制度や指針などが制改定されているため、これらとの整合を図る。

2 埼玉県地域防災計画の改訂、埼玉県地震被害想定の見直しへの対応

平成 26 年 3 月に埼玉県地域防災計画が改訂され、また、埼玉県地震被害想定調査が見直しされたため、これらとの整合を図る。

3 近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応

平成 25 年 9 月の竜巻災害、平成 26 年 2 月の大雪に対応した対策を追加する。

《主要な改訂事項》

1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

①災害対策基本法改正関係

- 避難行動要支援者名簿に関する事項（新規検討事項）
- 被災者台帳に関する事項（新規検討事項）
- 指定緊急避難場所・指定避難所に関する事項（見直し検討事項）

②水防法改正関係

- 地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自衛水防の促進（見直し検討事項）

③気象業務法改正関係

- 特別警報に関する事項（新規検討事項）

④国等による指針関係

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（見直し検討事項）
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（見直し検討事項）
- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（見直し検討事項）

2 埼玉県地域防災計画の改訂、埼玉県地震被害想定の見直しへの対応

①埼玉県地域防災計画改訂関係

- 竜巻・突風等への対策に関する事項（新規検討事項）
- 富士山噴火時の火山噴火降灰への対策に関する事項（新規検討事項）

②埼玉県地震被害想定関係

- 地震被害想定に関する事項（見直し検討事項）
- 備蓄物資等の備蓄量に関する事項（見直し検討事項）

3 近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応

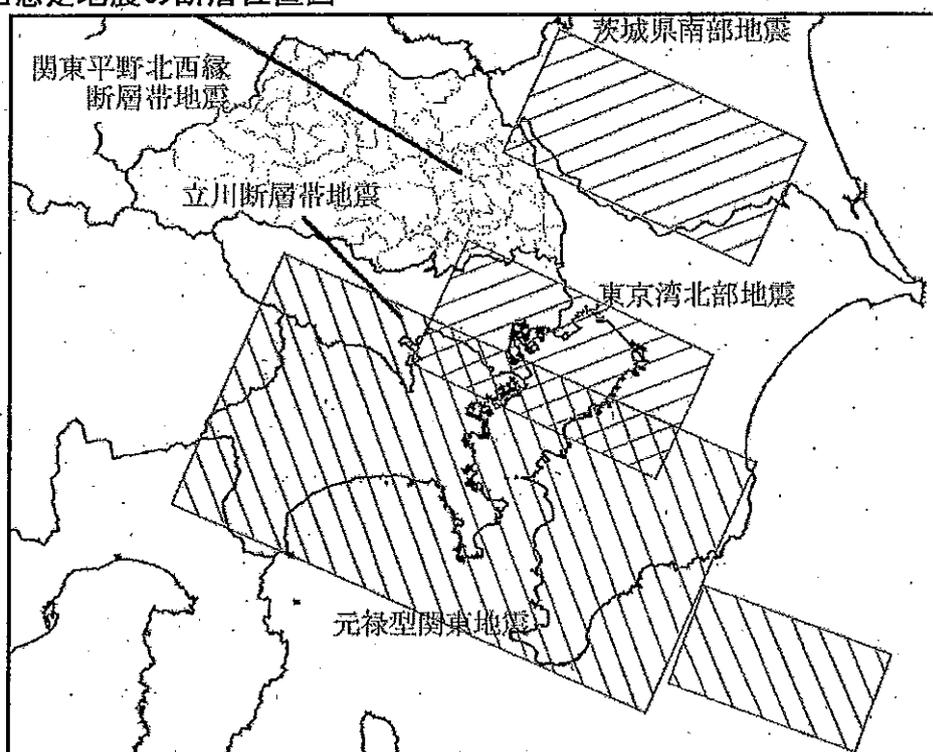
- 竜巻・突風等への対策に関する事項（新規検討事項）
- 雪害への対策に関する事項（新規検討事項）

【参考】平成25年度埼玉県地震被害想定調査

□想定地震

想定地震	マグニチュード	吉川市の最大震度	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	6弱	海溝型地震
茨城県南部地震	7.3	6弱	
元禄型関東地震	8.2	6弱	
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	6弱	活断層型地震
立川断層帯地震	7.4	5弱	

□想定地震の断層位置図



□吉川市の被害想定

対象とする地震		現計画			改訂(案)		
		東京湾北部地震		東京湾北部地震		茨城県南部地震	
マグニチュード		7.3		7.3		7.3	
吉川市の最大震度		6.0(6強)		6弱		6弱	
人的被害	死者数(人)	4		2		2	
	重傷者数(人)	12		49(負傷者)		50(負傷者)	
	軽傷者数(人)	107		※うち重傷者2		※うち重傷者2	
建物被害	全壊数(棟)	250		236		294	
	半壊数(棟)	1,032		678		783	
避難者数	1日後(人)	13,951		1,156		1,405	
	数日後(人)	11,419(4日後)		2,092(1週間後)		3,204(1週間後)	
	1ヶ月後(人)	2,382		1,156		1,779	

平成26年度 吉川市地域防災計画改訂スケジュール (案)

年 月	項 目	内 容
26年 8月	第1回 防災会議	日時：平成26年8月6日(水) 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画の改訂方針(案)について
8月 ～ 10月	地域防災計画(改訂素案)の作成	期間：平成26年8月中旬～10月下旬 内容：吉川市地域防災計画(改訂素案)の作成を行う。
11月 ～ 12月	埼玉県、関係機関、及び庁内各課との調整	期間：平成26年11月中旬～12月中旬 内容：吉川市地域防災計画(改訂素案)について、埼玉県、関係機関及び庁内各課へ修正依頼・意見照会を行う。
27年 1月	第2回 防災会議	日時：平成27年1月中旬 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画(改訂原案)について
27年 1月 ～ 2月	パブリック・コメント (意見公募)	期間：平成27年1月下旬～2月下旬 内容：吉川市地域防災計画(改訂原案)について、市民へ意見等を伺う。 周知方法：広報よしかわ、市ホームページ等 意見提出方法：直接、郵送、ファクシミリ、電子メール、公共施設に設置する意見提出箱
	埼玉県との調整	期間：平成27年1月下旬～2月下旬 内容：吉川市地域防災計画(改訂原案)について、県と調整を行う。
3月	第3回 防災会議	日時：平成27年3月下旬 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画(改訂案)について ※改訂の決定を行う
3月	埼玉県への報告 ・市民等への公表 ・計画書の送付	期間：平成27年3月下旬 内容：吉川市防災会議で改訂した「吉川市地域防災計画」を埼玉県知事に報告する。また、市民等へ公表するとともに関係機関等へ計画書を送付する。

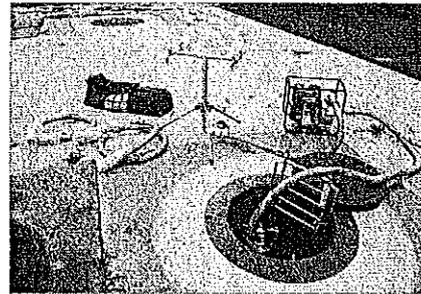
吉川市の主要な防災対策事業（平成25年度以降）

《飲料水兼用耐震性貯水槽の整備》

事業年度：平成25年度

事業内容：災害時の消火用水及び飲料水を確保するため、40m³の耐震性貯水槽を整備した。

設置場所：旭小、三輪野江小

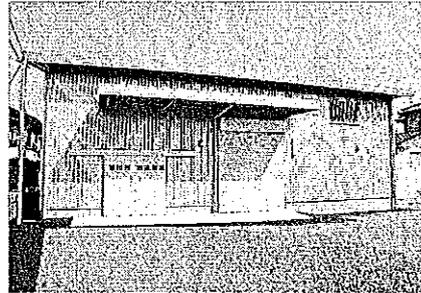


《平沼防災倉庫の整備》

事業年度：平成25年度

事業内容：災害用の備蓄物資、資機材を保管する防災倉庫（平屋建て・床面積：約180m²）を整備した。

設置場所：旧平沼地区公民館跡地



《災害用便槽の整備》

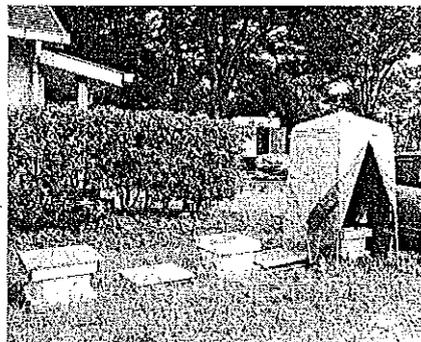
事業年度：平成25年度～平成27年度

事業内容：災害時の仮設トイレとなる便槽を整備する。

平成25年度：吉川小、関小、旭小、三輪野江小

平成26年度：栄小、北谷小、中曽根小、おあしす

平成27年度：南中、東中、中央中



《家具転倒防止金具取付費補助事業》

事業年度：平成25年度～平成26年度

事業内容：高齢者、障がい者などで構成している家具の転倒防止金具の取付けが困難な世帯を対象として転倒防止金具の取付費を補助する。

《災害図上訓練の実施》

事業年度：平成25年度～平成27年度

事業内容：地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定して、地域の課題を発見し、災害対応や事前対策などを検討するための訓練。

平成25年度は、吉川小学校、美南小学校、中曽根小学校区で実施。

平成26年度・平成27年度は、残り5小学校区で実施予定。

《防災マップの更新》

事業年度：平成26年度

事業内容：平成25年度埼玉県地震被害想定調査結果に基づき、揺れやすさマップ、建物倒壊危険度マップ、液状化危険度マップなどを更新する。

吉川市防災会議の概要

1 名称

吉川市防災会議

2 設置根拠法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第16条第1項

3 設置趣旨（法第16条第1項）

市に、当該市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市防災会議を置く。

4 所掌事務（吉川市防災会議条例（以下「条例」という。）第2条）

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

5 組織構成（条例第3条）

- (1) 防災会議は、会長及び委員32人以内をもって組織する。
- (2) 会長は、市長をもって充てる。また、会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ② 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - ③ 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - ⑤ 吉川市教育委員会教育長
 - ⑥ 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
 - ⑦ 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
 - ⑧ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ⑨ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - ⑩ 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- (5) ⑧、⑨及び⑩の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。なお、委員は、再任されることができる。

吉川市防災会議 委員名簿

会長	吉川市	市長	戸張 胤茂
	所属機関団体名	職名	氏名
【1号委員】指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者			
1	関東地方整備局	江戸川河川事務所長	宮川 勇二
2	関東農政局	企画調整室長	小野寺 慎司
3	春日部労働基準監督署	署長	狩野 操
【2号委員】埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者			
4	埼玉県	東部地域振興センター所長	椎木 隆夫
5	埼玉県	草加保健所長	田邊 博義
6	埼玉県	越谷県土整備事務所長	井上 桂一
【3号委員】埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者			
7	埼玉県警察	吉川警察署長	川上 正美
【4号委員】市長がその部内の職員のうちから指名する者			
8	吉川市	副市長	椎葉 祐司
9	吉川市	政策室長	岡田 忠篤
10	吉川市	総務部長	松澤 薫
11	吉川市	健康福祉部長	鈴木 昇
12	吉川市	市民生活部長	野尻 宗一
13	吉川市	都市建設部長	関根 勇
14	吉川市	教育部長	篠田 好充
【5号委員】吉川市教育委員会教育長			
15	吉川市教育委員会	教育長	染谷 行宏
【6号委員】吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長			
16	吉川松伏消防組合	消防長	酒井 誠
17	吉川松伏消防組合	吉川消防署長	鈴木 克巳
18	吉川市消防団	団長	宮田 孝一
【7号委員】吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者			
19	吉川市水道課	課長	山崎 成一
【8号委員】指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者			
20	東日本高速道路(株)	関東支社谷和原管理事務所長	上田 俊也
21	東京電力(株)	川口支社草加センター所長	金子 政昭
22	(株)NTT 東日本-関信越	越谷営業支店長	高橋 昇一
23	東武バスセントラル(株)	吉川営業所長	高瀬 久
24	東日本旅客鉄道(株)	吉川駅長	本田 佳代子
25	日本郵便(株)	吉川郵便局長	永石 靖博
26	東彩ガス(株)	取締役	前川 尚己
27	一般社団法人埼玉県トラック協会	吉川支部副支部長	立澤 勝美
28	一般社団法人吉川松伏医師会	副会長	小笠原 忠彦
【9号委員】自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者			
29	吉川市自主防災組織連絡協議会	会長(中野1区自主防災会)	高尾 良
【10号委員】1号から9号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者			
30	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	社会福祉士	浦上 利詠
31	吉川市自治連合会	副会長(栄町3区町会長)	村上 昇
32	吉川市民生委員・児童委員協議会	吉川市東地区会長	鈴木 庄次

《任期》 任期：平成25年6月3日から平成27年6月2日まで

吉川市防災会議運営要領

平成18年7月24日吉川市防災会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）第5条及び吉川市市民参画条例施行規則（平成17年規則第12号。以下「規則」という。）第6条第4項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「会議」という。）の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議事を定め、会議開催の日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関等に属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

(1) やむを得ない事情により会議を招集することができないとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により、専決処分したときは、会長は、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(会議録の作成)

第5条 規則第10条の規定による会議録の作成方法は、録音機器を使用した要点記録とする。

(会議の公開等)

第6条 会議の公開は、吉川市市民参画条例（平成16年条例第15号）及び規則の定めるところによる。

(傍聴申込み)

第7条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、会議が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、会議を行う場所(以下「会場」という。)の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

(傍聴人の入場制限)

第9条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者
 - (4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開くことを会議が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第16条 会議の庶務は、市民生活部市民安全課において処理する。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。

【参考法令】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- (4) 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
- (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

【参考法令】 吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員32人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 吉川市教育委員会教育長
 - (6) 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
 - (7) 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

略